

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

児童手当の過払いについて

1 概要

児童手当の認定の処理をする際に、受給要件に該当しない児童の認定や同一児童の二重認定などで、児童手当を過払いしていた事案が4件判明しました。

2 返還件数・金額

全受給世帯数（全市）	約18万2千件
同一児童の二重認定等誤認定した件数（世帯数）	(※1) 4件
過払い額	720,000円

- (※1) 神奈川区 ①過払い額：110,000円、期間：12か月分（18年6月～19年5月）
②過払い額：120,000円、期間：12か月分（18年6月～19年5月）
戸塚区 ③過払い額：300,000円、期間：60か月分（14年6月～19年5月）
④過払い額：190,000円、期間：38か月分（16年4月～19年5月）

3 原因

児童手当の新規申請時に、住民基本台帳上から児童の情報を入手する際、児童の転出等の情報を誤って入力したため、同一児童を二重に認定する等により、過払いが生じたものです。

また、その後の現況届の審査時の確認がもれてしまったことにより、支給が継続したものです。

4 対応経過

○平成19年6月28日（木）

19年度現況届を提出していただくために、18年度を受給状況を出力してお送りした現況届用紙の記載に誤りがあるとの指摘が受給者から神奈川区サービス課にあり、手当支給の対象とならない児童を認定していることが判明しました。ただちに、他に同様の誤りがないか、全受給世帯の調査に着手しました。

○平成19年7月3日（火）

同様の指摘が別の神奈川区の受給者からあり、同一児童を2回カウントした認定誤りが判明しました。

○7月6日（金）

手当支給の前に児童の異動があった世帯を全件抽出し、再度確認を行った結果、誤って児童を認定していた事案が他に2件（戸塚区分）判明しました。

○1名の方は7月5日に訪問し謝罪を行いました。3名の方々についても早急に訪問し謝罪し、説明してまいります。

○今後の対応方針

過払いした児童手当については、返還を求めてまいります。

5 再発防止策

認定する際の入力作業、確認作業を正確に行うよう徹底してまいります。また、チェックリストにより、二重チェックを行い、再発防止に努めてまいります。